

渋谷区告示第195号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、恵比寿サンハイツマンション建替組合の解散を令和3年4月2日付け申請書のとおり認可したので、同条第6項の規定により、次のように告示する。

令和3年5月17日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 解散するマンション建替組合の名称
恵比寿サンハイツマンション建替組合
- 2 事務所の所在地
東京都渋谷区恵比寿一丁目21番2号
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
渋谷区恵比寿一丁目95番5
- 4 解散理由
恵比寿サンハイツマンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 5 解散の認可の年月日
令和3年5月17日